

令和6年度 玉東町農業機械等整備事業説明書

(1) 申請について

○ 申請期間

令和6年5月13日（月）から令和6年12月20日（金）までの開庁時間受付

※8時30分から17時まで（ただし、12時から13時は除く）

※予算額の上限（500万円）に達したら受付を終了いたします。

○ 申請場所 玉東町役場 産業振興課

申請者が産業振興課へ持参して申請してください。（郵送での申請は不可）

※書類は記入し、添付書類、資料を全て揃えた状態で申請すること。

○ 申請に必要な書類

※様式は窓口配布又は町ホームページからダウンロードして規定の様式を使用すること。

申請に必要な書類 ① 補助金交付申請書

② 収支予算書

③ 農業機械等整備事業計画書

添付書類・資料 ・見積書（3社分・最低見積額採用での申請）

・カタログ（1部） ※申請対象の機械等に印をつける。

・補助金受け入れ希望の通帳

・申請者の「住民票」及び町税の「滞納のない証明書」

（町民福祉課及び税務課にて取得してください。）

【補助率・補助限度額・補助要件等】※申請対象により、内容が異なるので要確認。

補助対象事業		補助率	補助金 限度額	その他の 添付資料	補助要件等
果樹関係	スピードスプレーヤ	25%以内	150万円	作業道の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は認定農業者であること(団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること)。また、認定新規就農者も含む。 スピードスプレーヤ導入については、可動できる圃地の耕作面積が1ha以上あること。 当事業で導入した表示を行うこと。 年度内に機械を導入すること。
	乗用草刈機		30万円		
	剪定枝粉碎機		25万円		
施設園芸関係	ハウス自動開閉装置	25%以内	15万円	施設の位置図	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は認定農業者であること(団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること)。また、認定新規就農者も含む。 ハウス暖房機導入については、導入を行うハウス面積が5a以上あること。 ハウス暖房機及び省力化防除機は、当事業で導入した表示を行うこと。 年度内に機械を導入すること。
	ハウス暖房機		40万円		
	省力化防除機		15万円		
普通作関係	トラクター	25%以内	150万円	④受託組合員等名簿(団体等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は認定農業者であること(団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること)。また、認定新規就農者も含む。 申請する経営体の自作地を含む面積(小作地は利用権設定又は、農地法3条により借り入れた土地に限る。)が2ha(団体等の場合は10ha)以上あること。 当事業で導入した表示を行うこと。 年度内に機械を導入すること。
	コンバイン				
	田植機				
	トラクター 各種アタッチメント		60万円		

※補助対象機種(施設)は、掲載しているもののみ。

(玉東町農業機械等整備事業実施要綱による)

【注意事項・確認事項】※申請前に必ずお読みください

- 申請者（事業主体）は、申請時に住所を玉東町に有し、かつ継続して6か月以上在住している人が対象となります。
- 予算の範囲内（予算500万円）で、補助金を交付します。
- 国、県その他の補助事業の対象となったものについての重複申請はできません。
- 令和6年度から令和8年度までの3年間で、1戸または1団体当たりの補助限度額は、150万円となっており、限度額以上の補助は受けられません。
- 同種機械の複数申請はできません。
- 中古は補助対象外です。
- トラクターについては、農地基本台帳での申請に限ります。
- 原則として補助対象は標準装備とし、付属品については認められません。
- ハウス自動開閉装置（レール含む）のみ補助の対象となります。（被覆材、カーテンは資材扱いのため対象外です。）
- 申請受付後（交付決定後）に取下げを行った方は、翌年度の申請はできません。
- 事業費とは、見積額（製品代（設置費含む））のことを言います。（消費税込み）
- 補助申請額の算定は、見積額から消費税を除いた額で算定してください。
- 【トラクター、コンバイン・田植え機、乗用管理機】は『小型特殊自動車』の農耕作業車であり、軽自動車税が課税されます。（公道走行の有無を問わず課税される。）無申告は法律違反となりますので、機械取得時に税務課に申告し、ナンバープレートの交付を受けてください。税額2,400円（年額）となります。
- 償却資産課税対象の「機械」「施設」については、適切な申告を行ってください。

(2) 要件等の確認、審査

- ・申請受付後、要件等の確認審査を行い、補助率、補助額を確定します。
- ・申請後、虚偽等が発覚した場合は申請、交付を取り消す場合があります。

(3) 交付決定通知

- ・受付後（約1ヶ月）、順次通知いたします。
- ・補助金の交付決定前に購入、設置したものについては補助の対象になりません。

(4) 着工前写真の撮影〈ハウス自動開閉装置、ハウス暖房機のみ〉

- ・交付決定後、事業着手前に町担当者が現地にて撮影を行いますので、申請者が町担当者に連絡を入れ、日程打合せをお願いします。

(5) 事業着手

- ・交付決定後に申請内容に基づき事業を行ってください。（機械導入、施設設置）

(6) 事業完了

- ・事業完了後、申請者が町担当者に連絡を入れ、日程調整を行い導入または設置確認、検査を行います。
- ・確認、検査の際に機械については、当事業で導入した表示（事業名）を機械に入れてください。
- ・導入又は設置確認後、書類を揃えて速やかに事業実績報告書の提出をお願いします。

【事業実績報告書に必要な書類】

- ⑤ 補助金実績報告書
- ⑥ 収支決算書
- ⑦ 農業機械等整備事業実施報告書

⑦の添付書類

- ・領収書の写し（支払い証明書でも可。その場合は原本を提出すること）
- ・着工前写真（ハウス自動開閉装置関係、ハウス暖房機のみ）
- ・導入又は施設確認写真

（7）補助金の請求

- ・実績報告時に併せて町指定の様式で ⑧請求書 を提出して下さい。
- ・確認検査後に会計処理を行い、申請者指定口座へ振り込みを行います。

（8）その他の注意事項

- ・当事業で取得した財産について、5年間は補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはなりません。ただし、町長の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- ・補助金交付後5年間は認定農業者であること。
- ・補助金交付後5年間に亘り、保有状況の確認を行います。
- ・個人情報保護法の関係上、第三者による申請者の個人情報に関わる申請内容についてのお問い合わせはご遠慮ください。

○問い合わせ・申請先

玉東町木葉 759 電話：85-3113 FAX85-3116

玉東町役場 産業振興課

※平日（開庁日）8時30分から17時まで（ただし、12時から13時は除く）